

令和5年度 一般廃棄物処理実施計画

1 目的

本町における廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項により、中種子町一般廃棄物処理実施計画を策定する。

2 計画の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

3 計画処理区域

中種子町全域とする。

面積	137.18km ²
世帯数	4,091世帯
人口	7,340人

(世帯数と人口は令和5年3月末現在)

4 一般廃棄物(ごみ)の区分

本町計画区域から排出される一般廃棄物(ごみ)は下記のとおりとする。

可燃ごみ	生ごみ・繊維類類・ペットボトル以外のプラスチック類等
不燃ごみ	陶磁器類・金属類・ガラス類・ガス缶類 びん類(家庭の薬・化粧品用・臭いの強い香水等のびん類) 小型家電・パソコン等
資源ごみ	古紙類(新聞紙・段ボール・その他の紙) びん類(無色透明・茶色びん・その他のびん) 空き缶類(アルミ缶・スチール缶) ペットボトル・発泡スチロール・白色トレイ 乾電池類・蛍光管類(体温計含む)
粗大ごみ	タンス・机・ベット・家庭用草刈機・布団・毛布等

※剪定木・伐採木・草・竹については、松原山剪定木くず等仮置き場

5 一般廃棄物の種類及び排出量見込

(家庭系ごみ)

種類	排出見込量 (t)
可燃ごみ	1,313
不燃ごみ	76
資源ごみ	162
粗大ごみ	90

(事業系ごみ)

種類	排出見込量 (t)
可燃ごみ	340
可燃ごみ以外	8

ごみの排出抑制のための方策

(1) 家庭系ごみ袋の有料化

可燃ごみ・不燃ごみの有料化指定袋によりごみの減量化を促進する。

(2) 生ごみの減量化の推進

家庭から排出される生ごみの減量化を促進するため、中種子町衛生自治会との連携の下、生ごみ処理機（コンポスター・ゴミキエール）・分類ゴミ容器・水切りエコペール等の斡旋、購入補助を行い、ごみの排出抑制に努める。

(3) 過剰包装の抑制

住民へのエコバッグ・買い物かご等の持参の呼びかけを行い、過剰な包装や袋ごみの発生の抑制を進めていく。

(4) 再資源化の推進

剪定枝・伐採木・草・竹については、松原山剪定木くず等仮置き場で受入破碎処理し、堆肥等に再利用する。

容器包装リサイクル法に基づき、アルミ缶・スチール缶・ペットボトル・発泡スチロール白色トレイ・ビン類・古紙・乾電池類・蛍光缶類（体温計含む）を分別し再資源化を図っていく。

7 ごみ処理実施計画

(1) 収集運搬体制（家庭系ごみ）

区 分	品 目 等	収集回数	形 態
可燃ごみ	生ごみ・繊維類類・ペットボトル以外のプラスチック類等 (ごみステーションにだす場合は指定ごみ袋を用いる)	週2回	委託 直接搬入 許可業者による 収集搬入
不燃ごみ	陶磁器類・金属類・ガラス類・ガス缶類 びん類（家庭の薬・化粧品用・臭いの強い香水等のびん類）・小型家電・パソコン等 (拠点収集にだす場合は指定ごみ袋を用いる) [ガス缶類(拠点収集に出す場合はコンテナに入れ分別収集)]	月1回 一部月2回	委託 直接搬入 許可業者による 収集搬入
資源ごみ	古紙類（新聞紙・段ボール・その他の紙） びん類（無色透明・茶色びん・その他のびん） 空き缶類（アルミ缶・スチール缶） ペットボトル・発泡スチロール・白色トレイ 乾電池類・蛍光管類（体温計含む） (拠点収集にだす場合はコンテナ・資源用ネットに入れ分別収集)	月1回 一部月2回	委託 直接搬入 許可業者による 収集搬入
粗大ごみ	タンス・机・ベット・布団・毛布等・家庭用 草刈機等 (指定袋に入らないもの)	収集しない	直接搬入 許可業者による 収集搬入

一般廃棄物収集運搬業者（委託先）

住所・氏名	業の区分
中種子町野間5306番地15 (有) 中種子環境 代表取締役 徳永 譲二	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2に基づく収集運搬

直接搬入場所等

区分	搬入場所	搬入日	搬入時間
可燃ごみ	中種子清掃センター	月～土 (休・・・日曜日, 年末年始)	8:30～12:00
不燃ごみ			13:00～17:00
資源ごみ			
粗大ごみ			
剪定木 伐採木 草・竹	松原山剪定木くず等 仮置き場	日・火・木・土 (休・・・月・水・金, 年末年始)	8:30～11:30 13:00～17:00

(2) 収集区域

中種子町全域とする。

(3) 収集回数・収集方法

地区名	可燃ごみ		資源ごみ・不燃ごみ	
	収集日	回数	収集日	回数
牧川・浜津脇・上之城・坂元・竹之川・広野 深久保 宝来・平鍋・原之里・春田 池之向・大牟礼・伊原	月・木	週2回	第1 水曜日	月1回
二十番・池之平・秋佐野・戸畑・向井町・中之町 郡原・古房 砂中・中山・大平	火・金	週2回	第2 水曜日	月1回
輪之尾・田島・東目・本村・中田・長谷・原尾 阿高磯・屋久津・梶潟・衣之平 下田・西之山	月・木	週2回	第4 水曜日	月1回
上方・旭町・栄町	月・金	週2回	第1・3 木曜日	月2回
伏之前・松原・横町・畠田	火・金	週2回	第1・3 木曜日	月2回
広ヶ野・東之町・女洲・向町・西之町・美座 今熊野・熊野・新町・塩屋 町山崎・阿曾・竹屋野・高峯・満足山・阿保	水・土	週2回	第3 水曜日	月1回

・可燃ごみは町指定ごみ袋によるステーション方式（箇所）とする。

・資源ごみはコンテナ，ネット等による分別拠点収集とする。

- ・不燃ごみは町指定ごみ袋，ガス缶類のみコンテナによる拠点収集とする。

(4) 事業系ごみの収集運搬計画

収集運搬体制・収集方法等

ごみ処分場に直接搬入又は一般廃棄物処理収集運搬の許可業者による収集運搬とする。

一般廃棄物収集運搬許可業者

住所・氏名	業の区分
中種子町野間5306番地15 (有)中種子環境 代表取締役 徳永 譲二	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2に基づく収集運搬

※一般廃棄物処理業（一般廃棄物収集運搬業）の許可については，現行の許可業者において適正処理が可能であるため，当分の間は新規許可をしないこととする。

(5) 計画収集量等

収集形態別収集量（家庭系ごみ） (t)

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ
委託収集	1, 274	42	—
直接搬入	39	34	90
計	1, 313	76	90

資源ごみ (t)

	アルミ スチール缶	ペット ボトル	びん類	古紙類	白色 トレイ
委託収集	10	11	33	57	0.9
直接搬入	2	3	7	30	0.1
計	12	14	40	87	1.0

	乾電池類	蛍光管類	廃食油
委託収集	2	0.7	—
直接搬入	1	0.3	0.1
計	3	1.0	0.1

自己処理量 (t)

可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ
0	0	0	0

事業系ごみ

可燃ごみ	可燃ごみ以外
340	8

(6) 処理処分計画

家庭系ごみ

可燃ごみ	収集ごみ 町委託業者 → 種子島清掃センター 直接搬入ごみ 中種子清掃センター（一時保管）→ 種子島清掃センター （町委託業者 → 種子島清掃センター）
不燃ごみ	中種子清掃センター（選別・保管）→ 種子島清掃センター
粗大ごみ	（収集ごみ 町委託業者 → 中種子清掃センター）
アルミ・スチール缶	中種子清掃センター（選別・保管）→ 民間事業者
ペットボトル	中種子清掃センター（選別・圧縮・梱包）→ 容器包装リサイクル指定法人
びん類	（収集ごみ 町委託業者 → 中種子清掃センター）
古紙類	中種子清掃センター（保管）→ 種子島クリーン産業 （収集・直接搬入ごみ 町委託業者 → 種子島クリーン産業）
白色トレイ	中種子清掃センター（選別・保管）→ 民間事業者
発泡スチロール	（収集ごみ 町委託業者 → 中種子清掃センター）
乾電池類・蛍光管類 （体温計含む）	中種子清掃センター（保管）→ 種子島清掃センター （収集ごみ 町委託業者 → 中種子清掃センター）
廃食用油	中種子清掃センター（保管）→ 種子島清掃センター
剪定枝・伐採木 竹・草	松原山剪定木くず等仮置き場（破砕処理し堆肥等に再利用）

事業系ごみ

可燃ごみ	中種子清掃センター（一時保管）→ 種子島清掃センター （町委託業者 → 種子島清掃センター）
古紙類	民間事業者 中種子清掃センター（一時保管）→ 種子島クリーン産業 （町委託業者 → 種子島クリーン産業）

(7) ごみ処理施設

種子島地区広域事務組合で管理・運営している種子島清掃センター、中種子清掃センターへ搬入処理する。

中種子町清掃センター（中種子町野間 15192）

施設名	中種子町清掃センター
処理方法	中種子町の一般廃棄物保管・選別・圧縮 不燃ごみ・ペットボトルの中間処理施設
処理能力	5 t / 日

種子島清掃センター（西之表市西之表 17385-2）

施設名	ごみ焼却施設	リサイクル施設	管理型最終処分場	浸出水処理施設
処理方法	竪型ストーカ方式	破砕・選別・保管	8,000 m ³ ×3 区画	—
処理能力	22 t / 日	7 t / 日	埋立	8 m ³ / 日

松原山剪定木くず等仮置き場（中種子町野間 17007-20）

・剪定枝・伐採木等は破砕処理し堆肥等に再利用。

8 生活排水処理計画

(1) 計画処理区域

中種子町全域とする。

処理人口	7, 340人
------	---------

（世帯数と人口は令和5年3月末現在）

(2) し尿・汚泥の処理計画

① 排出抑制・再資源化計画

浄化槽の適正管理により、施設での安定した処理を行い、浄化槽汚泥の発生量を適正なものとする。し尿・浄化槽汚泥の有効利用の方法としては堆肥化が考えられ、汚泥再生処理センターにおいて、し尿・浄化槽汚泥の堆肥化とともに有機性廃棄物（生ごみ）の堆肥化を行う。

(3) 収集運搬計画

① 収集運搬体制

次の区分により一般廃棄物処理業（収集運搬）の許可業者による収集運搬とする。

一般廃棄物収集運搬許可業

区 分	収集運搬形態
し 尿	許 可
浄化槽汚泥	許 可

② 一般廃棄物処理業（収集運搬）の許可業者

住 所・氏 名	業の区分	種 類
中種子町野間3888番地 （有）中種子清掃社 代表取締役 松本 星児	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条に基づく収集運搬	し尿 浄化槽汚泥

※一般廃棄物処理業（一般廃棄物収集運搬業）の許可については、現行の許可業者において適正処理が可能であるため、当分の間は新規許可をしないこととする。

③ 収集区域

中種子町全域

④ 収集回数・収集方法

し尿・浄化槽汚泥については、各戸から許可業者への申し込みにより収集許可業者が戸別収集を実施する。

⑤ 収集運搬計画量

区 分	計画収集量	収集形態
し 尿	2, 202k1	許 可
浄化槽汚泥	6, 902k1	許 可
合 計	9, 104k1	

自家処理量

区 分	処理量 (k1)
し 尿	0
浄化槽汚泥	0

(4) 処理処分計画

① 処分処理計画量

種 類	搬入量	搬入形態
し 尿	2, 202k1	収集運搬許可業者
浄化槽汚泥	6, 902k1	収集運搬許可業者
合 計	9, 104k1	

② 処理施設

施設名	中南衛生管理組合汚泥再生処理センター		
所在地	中種子町野間 17007-25		
処理方法	標準脱窒素処理方式・高度処理		
処理能力	し尿 10.1k1/日	浄化槽汚泥 19.9k1/日	生ごみ 0.3k1/日

③ 残渣の量及び処分方法

中南衛生管理組合で処分する。

9 その他

住民に対する廃棄物の適正処理については、排出抑制や再資源化・不法投棄防止等について広報紙や各種会合等で啓発するとともに、自治公民館及び衛生自治会の活動を通じて、環境衛生の向上に努める。

小型合併処理浄化槽の設置者に対し補助金を交付し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止に努める。

中南衛生管理組合が管理する汚泥再生処理センターを資源循環型施設として位置づけ、生活雑排水の適正処理の必要性と浄化槽の適正管理の重要性等について、地域住民に啓発周知を図る。

自動車リサイクル法に基づく離島対策事業を活用し、町内における使用済自動車等の海上輸送のための船舶運賃等について負担した関連事業者に対して補助金を交付する。

災害発生時のごみ処理については、「災害廃棄物処理計画書」に基づき実施する。